

発注者及び許可行政庁における施工体制台帳の活用事例集

ケース1：発注者が「発注者支援データベース・システム」の活用により技術者の専任違反を発見し、通知を受けた許可行政庁が処分

◇施工体制における問題点

A社は専任の必要な2件の工事において技術者を兼任させていた。

◇問題点を発見したきっかけ

発注者であるB地方整備局から許可行政庁であるC県に対し、発注者支援データベース・システムの活用により、B地方整備局が発注した工事とC県が発注した工事に配置された技術者が同一の者である疑義が発覚したと、入札契約適正化法第11条に基づく通知があった。

◇問題点発見後の処理

許可行政庁であるC県がA社から報告聴取を行ったところ、技術者の兼任の事実が確認されたため、建設業法第26条第3項に違反していることから指示処分を行った。

◇施工体制台帳の活用方法

許可行政庁であるC県は、報告聴取を行った際に、A社が提出した施工体制台帳と技術者届に記載された技術者を照合し、さらに、契約書、竣工写真等を確認した。その結果、当該技術者が専任の必要な2件の工事において5ヶ月に渡って兼任していた事実が発覚した。

ケース２：許可行政庁が経営事項審査の工事経歴書により技術者の兼任を発見し処分

◇施工体制における問題点

A社は専任の必要な２件の工事において技術者を兼任させていた。

◇問題点を発見したきっかけ

許可行政庁であるＢ県が経営事項審査において工事経歴書を確認していたところ、Ａ社の技術者が、専任が必要な２件の工事について一定期間兼任している疑義が生じた。

◇問題点発見後の処理

許可行政庁であるＢ県がＡ社に報告聴取を行ったところ、技術者の兼任の事実が確認されたため、建設業法第２６条第３項に違反していることから指示処分を行った。

◇施工体制台帳の活用方法

許可行政庁であるＢ県は、報告聴取を行った際に、Ａ社が提出した施工体制台帳と工事経歴書に記載された技術者を照合した。その結果、当該技術者が専任の必要な２件の工事において２ヶ月に渡って兼任していた事実が発覚した。

ケース３：発注者がＪＶの構成員の技術者不設置を発見し、通知を受けた許可行政庁が処分

◇施工体制における問題点

A社は、B県発注工事のＪＶの構成員であるにもかかわらず、技術者を配置していなかった。

◇問題点を発見したきっかけ

発注者であるB県から許可行政庁であるC地方整備局に対して、A社が技術者を配置していない疑義があると、入札契約適正化法第１１条に基づく通知があった。

◇問題点発見後の処理

許可行政庁であるC地方整備局がA社から報告聴取を行ったところ、当該ＪＶの代表構成員のみが工事の施工管理を行っており、A社は技術者を現場に配置していない事実が確認されたことから、建設業法第２６条第１項に違反していることから１５日間の営業停止処分を行った。

◇施工体制台帳の活用方法

許可行政庁であるC地方整備局は、報告聴取を行った際に、当該ＪＶが提出した施工体制台帳をもとにA社の技術者が本来担うべき役割について本人に聞き取りを行うとともに、当該技術者が実際に担った役割を示す資料の提出を求めたところ、当該技術者が実際には現場に配置されていないことが発覚した。

ケース４：発注者が施工体制の点検によりCORINSにおける技術者の虚偽登録を発見し、許可行政庁に通知

◇施工体制における問題点

A社は専任の必要な２件の工事において技術者を兼任させていた。

◇問題点を発見したきっかけ

発注者であるB県が施工体制の重点点検を行ったところ、施工体制台帳に記載された技術者と当該工事においてCORINS登録された技術者が異なることが発覚した。

◇問題点発見後の処理

発注者であるB県がA社に確認したところ、当該技術者をC県発注の専任を要する工事と兼任させるため、データベース上の重複を避ける目的でCORINSへの虚偽の登録を行った事実が確認された。このためB県は事実関係を発注者であるC県および許可行政庁に通知した。

◇施工体制台帳の活用方法

発注者であるB県は、A社の技術者に監理技術者資格者証の提示を求め、施工体制台帳およびCORINSに登録された内容と照合した。その結果、A社がCORINSに登録した内容が虚偽のものであることが発覚した。

ケース５：発注者が監理技術者資格者証の確認により技術者の専任違反を発見し口頭注意

◇施工体制における問題点

A社は、専任の必要な工事において技術者を専任で配置していなかった。

◇問題点を発見したきっかけ

発注者であるB県が現場の施工体制を確認したところ、A社の技術者の住所が通勤の出来ない場所であることから、当該技術者の専任違反の疑義が生じた。

◇問題点発見後の処理

発注者であるB県がA社に確認したところ、技術者の兼任の事実が確認されたものの、両社とも建設業法の理解が不足しており悪質ではなかったことから、許可行政庁と協議の上、口頭で注意し是正を求めた。

◇施工体制台帳の活用方法

発注者であるB県が現場の施工体制を確認した際、A社の技術者に監理技術者資格者証の提示を求め住所を確認した上で、出勤簿により当該技術者の専任状況を確認した。その結果、当該技術者は自宅から工事現場への通勤が困難なため、専任の義務を怠っていたことが発覚した。

ケース 6：許可行政庁が「下請取引等実態調査」の立入調査をきっかけに一括下請負を発見し処分

◇施工体制における問題点

A社は施工体制台帳および施工体系図に一次下請B社を記載していなかった。またB社は二次下請に工事を一括下請負していた。

◇問題点を発見したきっかけ

許可行政庁であるC地方整備局が下請取引等実態調査においてA社に立入調査を行ったところ、一次下請のB社が施工体制台帳および施工体系図に記載されていないことを発見した。

◇問題点発見後の処理

許可行政庁であるC地方整備局がA社から報告聴取を行ったところ、一次下請として契約したB社を施工体制台帳および施工体系図に記載せず、またB社への指導も実施していない事実が確認されたため、建設業法第24条の7第1項、第24条の7第4項および第24条の6第1項に違反していることから、7日間の営業停止処分を行った。また、B社の一括下請負の事実が確認されたため、建設業法第22条第1項に違反していることから15日間の営業停止処分を行った。

◇施工体制台帳の活用方法

許可行政庁であるC地方整備局は、下請取引等実態調査においてA社に立入調査を行った際、当該工事における全ての契約書を施工体制台帳および施工体系図と照合した。その結果、一次下請として契約書が交わされたB社を施工体制台帳および施工体系図に記載していないことが発覚した。さらに、B社は完成工事高の水増しのため一次下請として参入したものの、工事には全く関与していないことが発覚した。

ケース 7：許可行政庁が技術者への聞き取りにより工事の主たる部分の一括下請負を発見し処分

◇施工体制における問題点

A社は工事の主たる部分を一次下請に一括下請負させていた。

◇問題点を発見したきっかけ

許可行政庁であるB県に対し、A社が一括下請負を行っているという匿名の電話があった。

◇問題点発見後の処理

許可行政庁であるB県がA社から報告聴取を行ったところ、A社が工事の主たる部分を一次下請のC社に一括下請負していた事実が確認されたため、建設業法第22条第1項に違反していることから15日間の営業停止処分を行った。

◇施工体制台帳の活用方法

許可行政庁であるB県は、A社から報告聴取を行った際、施工体制台帳により施工体系を確認した上で、A社の技術者に対して実際に行った業務について聞き取りを行った。その結果、当該技術者は工事の主たる部分についての工事に関して十分な知識を有せず、実際の業務は一次下請のC社に請け負わせていたことが発覚した。

ケース 8 : 発注者が技術者への聞き取りにより当該技術者が工事に対して実質的な関与を行っていないことを発見し、許可行政庁に通知

◇施工体制における問題点

A 社の技術者が、B 県から請け負った工事において実質的な関与を行っていなかった。

◇問題点を発見したきっかけ

発注者である B 県が現場の施工体制の点検を行い、A 社の技術者に対して施工管理などについて聞き取りを行ったところ、理解が不十分であったことから、実質的な関与に対して疑義が生じた。

◇問題点発見後の処理

発注者である B 県が A 社に確認したところ、一括下請負の疑義が生じたため、入札契約適正化法第 11 条に基づき許可行政庁に通知した。

◇施工体制台帳の活用方法

発注者である B 県が、A 社の技術者に対して担った役割および実際に行った業務について聞き取りを行った上で、打合せ簿との照合を行った。その結果、当該技術者は施工計画の立案、施工管理などの業務を下請業者の技術者に行わせており、工事に対して実質的な関与を行っていない事実が発覚した。

ケース 9：発注者が施工体制変更後の施工体制台帳・施工体系図の作成義務違反を発見したため、通知を受けた許可行政庁が処分

◇施工体制における問題点

A社は、施工体系が変更されたにもかかわらず、変更後の施工体制台帳および施工体系図の作成を怠った。

◇問題点を発見したきっかけ

許可行政庁であるB地方整備局に対して、A社が施工体系変更後の施工体制台帳及び施工体系図の作成を怠っていたため指名停止措置を行ったと、発注者からの通知があった。

◇問題点発見後の処理

許可行政庁であるB地方整備局がA社から報告聴取を行ったところ、施工体制変更後の施工体制台帳および施工体系図の作成を怠っていた事実が確認されたため、建設業法第24条の7第1項、第24条の7第4項に違反していることから、指示処分を行った。

◇施工体制台帳の活用方法

許可行政庁であるB地方整備局は、A社から報告聴取を行った際、当該工事における全ての契約書を施工体制台帳および施工体系図と照合した。その結果、下請業者を変更したにもかかわらず、施工体制台帳および施工体系図の変更を怠っていた事実が発覚した。

ケース 10：発注者が施工体制台帳の現場備え付け違反を発見したため、指導を行うとともに、後日、是正措置がとられていることを確認

◇施工体制における問題点

A社は、施工体制台帳を現場に備え付けていなかった。

◇問題点を発見したきっかけ

発注者であるB県が抜き打ちで工事現場に立入検査を行ったところ、施工体制台帳が備え付けられていなかった。

◇問題点発見後の処理

発注者であるB県が立入検査の際にA社にその場で問いただしたところ、施工体制台帳を本社に保管しているとの回答を得たため、工事現場に備え付けるよう口頭で指導した。後日、再度工事現場に立入検査を行い、施工体制台帳が備え付けられていることを確認した。

◇施工体制台帳の活用方法